

## 小松島市ネーミング・ライツ制度導入に係るガイドライン

### 第1 趣旨

このガイドラインは、市有施設に施設所管課がネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）を導入するにあたり、公平・中立性に配慮した適正な導入に資するため、対象施設や募集の方法、協力企業の選定等、制度運用に係る事項について基本的な考え方を示すこととする。

### 第2 ネーミング・ライツの定義等

#### 1 ネーミング・ライツの定義

「ネーミング・ライツ」とは、市有施設等にスポンサー企業名やブランド名、商品名等を冠した愛称を付与するもので、「施設命名権」と呼ばれる広告手法の一つである。

ネーミング・ライツを取得した企業等（以下「パートナー企業」という。）は、施設命名権料を支払うこととなる。

#### 2 導入メリット

導入により、次のようなメリットがあると考ええる。

##### （1）市民のメリット

施設をより親しみやすく身近に感じることができる。

##### （2）パートナー企業のメリット

施設に名称等を冠することにより、企業名や商品名に係る高い宣伝効果が挙げられる。

また、市の施策に協力していることによる企業イメージの向上が図られる。

##### （3）市のメリット

施設の管理運営費等の財源を確保できる。

施設自体の認知度が向上するとともに、利用促進が図られる。

#### 3 権利の内容

施設等の名称に、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利であることから、条例上の施設名称は変更しないものとする。

### 第3 対象施設の選定

施設所管課において、施設利用者数やメディアへの露出状況等から総合的に判断し、導入により一定の収入が見込めるものを対象とし、個々の施設の設置目的や利用状況等を考慮したうえで、対象施設を選定するものとする。

また、その制度導入にあたっては、施設全体ではなく、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とすることも可能とする。

### 第4 施設命名権料の設定

施設所管課において、施設の利用者数やメディアへの露出度、他の自治体の状況及び制度導入に係る初期コスト等を総合的に勘案し、秘書政策課と協議の上、施設毎に設定するものとする。

### 第5 期間

原則として、3年から5年とし、施設所管課において施設毎に定めるものとする。

ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を十分考慮し、適切な期間を設定するものとする。

### 第6 愛称

愛称については、市民等の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさを考慮したものとし、契約期間内は変更できないこととする。

なお、公募時に施設所管課において、特定の名称を含む等、愛称付与に関して条件を付けることができるものとする。

### 第7 パートナー企業の募集方法等

#### 1 募集方法

パートナー企業の募集は、施設所管課が施設毎に実施し、原則公募とする。

募集にあたっては、施設の概要や募集条件、申請方法を記載した募集要項を作成し、市ホームページへの掲載や報道機関への資料提供等により、幅広く周知を行うものとする。

ただし、更新時において、当初契約書に現パートナー企業の希望により優先交渉権を

付与する旨の規定を設けている場合には、公募によることなく現パートナー企業と協議の上、契約更新できることとする。この場合、施設命名権料等の条件については、市が設定するものとする。

なお、優先交渉権の付与については、募集要項に必ず明記しておくこととする。

## 2 募集期間

募集期間は、募集の周知と応募者の書類作成に十分な期間を確保する必要があることから、原則として概ね1か月程度を設定するものとする。

## 3 応募がなかった場合

募集期間を終了しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度、公募の実施を検討するものとする。

ただし、検討の結果、見込みがないと判断した場合には、募集を中止できるものとする。

## 第8 応募資格

次の条件を満たす者とする。

ただし、施設の性格や実情等を勘案し、募集要項において、これら以外の事項について規定する場合がある。

- (1) 徳島県内に活動拠点（本社、支店、営業所、店舗等）を有し、事業を行っている法人又は団体であること。
- (2) 次に掲げる業種等に該当しないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
  - イ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
  - ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - エ その他、市有資産の活用を行う業種又は業者として、適当でないと認められるもの
- (3) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、市の指名停止措置を受けている企業又は団体でないこと。なお、契約期間内において、これらに該当するに至った場合も同様とする。
- (4) 地方税（法人市民税、固定資産税等）に滞納がないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由のある企業又は団体でないこと。

## 第9 パートナー企業の選定

### 1 選定委員会の設置

施設所管部局は、ネーミング・ライツ制度導入におけるパートナー企業の選定、その他ネーミング・ライツの適正な運営に資するため、小松島市ネーミング・ライツ制度パートナー企業選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置するものとする。

選定委員会の委員については、施設毎に施設所管部局長が5名選任することとするが、選定手続きの透明性・公平性を確保する観点から、外部有識者を半数以上の割合とする。

選定委員会は、パートナー企業に係る選考を行い、応募企業の中からパートナー企業として最もふさわしい者を候補者として選定し、施設所管部局長に報告する。

なお、パートナー企業が契約を更新する場合であっても、選定委員会を開催の上、企業の経営安定性等を確認し、契約更新の妥当性を判断するものとする。

### 2 選定方法

選定委員会においては、次の内容について確認の上、総合的に判断し、パートナー企業の候補者を決定する。

応募者が1者のみの場合においても、選定委員会において、パートナー企業として相応しい者であるかを確認し、候補者とすべきかを判断する。

なお、選考の結果、パートナー企業の候補者がいない場合もあり得る。

- (1) 応募企業の経営安定性
- (2) 施設の業務内容と応募企業の理念との整合性
- (3) 市民等に対する愛称の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ
- (4) 市が求める条件に対する対応状況（施設命名権料、期間等）

## 第10 パートナー企業の決定及び公表

### 1 パートナー企業の決定

施設所管課は、選定委員会による選定結果をもとに、候補者との協議を経て、当該候補者をパートナー企業として決定する。

なお、決定した内容については、秘書政策課へ速やかに報告するものとする。

### 2 パートナー企業の公表

施設所管課は、パートナー企業を決定した場合には、全応募者に結果を通知し、次の項目について市のホームページへの掲載や報道機関への情報提供により公表する。

- (1) パートナー企業の内容（企業名、代表者名、所在地）
- (2) 期間

- (3) 施設命名権料
- (4) 施設の愛称名
- (5) 愛称使用の開始時期

#### 第1 1 契約の締結

パートナー企業決定後、市と当該パートナー企業との間で、ネーミング・ライツに関する契約を締結するものとする。

#### 第1 2 施設命名権料の使途

施設命名権料については、施設所管課におけるインセンティブに配慮し、財政面でも一定の配慮を行うものとする。その内容等については、施設所管課が財政課と協議し、事前に決めておくこととする。

#### 第1 3 名称変更に伴う費用の負担

##### 1 名称表示サイン（看板等）

当該施設の内外や施設に係る敷地内の名称表示サインの変更・新設については、パートナー企業が費用を負担し、施工するものとする。

また、契約期間終了時の原状回復についても、パートナー企業が費用を負担の上、施工するものとする。

なお、その施工内容や時期については、市と協議の上、決定するものとする。

##### 2 道路案内標識

愛称付与に伴い道路案内標識の変更が必要となった場合には、道路管理者として市が設置した道路案内標識については市の負担により市が変更工事を実施し、その他の場合には、市とパートナー企業の協議により詳細は決定するものとする。

##### 3 その他

名称変更に伴う費用について、契約書に特段の記載のないものについては、パートナー企業の負担とする。

#### 第14 契約の解除

パートナー企業の信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合には、市は契約を解除できるものとし、あらかじめ契約書に定めておくこととする。

#### 第15 ガイドラインの適用時期等

このガイドラインは、令和3年1月29日から施行し、令和3年2月1日以降に公募手続きを行う案件から適用する。

なお、このガイドラインに定めのない事項については、別に定めることとする。

また、このガイドラインは、ネーミング・ライツ制度の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うこととする。